

令和7年11月14日
国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院

職員の懲戒処分について

国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、舞鶴共済病院就業規則第93条の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	職員による入院患者の金品窃取及び不正使用
処分年月日	令和7年10月31日
処分量定等	(行為者・量定) 看護師(40代)・懲戒解雇 1名

(照会先)
国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
担当：事務部総務課 上田
電話 0773-62-2510(内線305)